

大村市体育文化センター

別表(第11条関係)
(体育館使用料)

平成21年4月施行

		使用料(円)							
使用区分		使用時間	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで	
全部使用	メインアリーナ	アマチュアスポーツ に使用する場合	入場料を徴収しない場合	8,400	11,200	11,200	19,600	22,400	30,800
			入場料を徴収する場合	25,200	33,600	33,600	58,800	67,200	92,400
		その他の場合	入場料を徴収しない場合	25,200	33,600	33,600	58,800	67,200	92,400
			入場料を徴収する場合	100,800	134,400	134,400	235,200	268,800	369,600
			備考	営利を目的として入場料を徴収する場合は、上記使用料に入場料の最高金額の100倍を加算する。					
	サブアリーナ	アマチュアスポーツ に使用する場合	入場料を徴収しない場合	4,500	6,000	6,000	10,500	12,000	16,500
			入場料を徴収する場合	13,500	18,000	18,000	31,500	36,000	49,500
		その他の場合	入場料を徴収しない場合	13,500	18,000	18,000	31,500	36,000	49,500
			入場料を徴収する場合	54,000	72,000	72,000	126,000	144,000	198,000
	部分使用	メインアリーナ	ハンドボールコート(1面) 1時間 1500円	テニスコート(1面) 1時間 1000円		バスケットボールコート(1面) 1時間 1000円		バレーボールコート(1面) 9人制 1時間 1000円 6人制 1時間 750円	
バドミントンコート(1面) 1時間 250円			卓球台(1台) 1時間 250円		新体操(1面) 1時間 1000円		その他 (バスケットボール1面分) 1時間 1000円		
サブアリーナ		バスケットボールコート(1面) 1時間 900円	バレーボールコート(1面) 9人制 1時間 900円 6人制 1時間 700円		バドミントンコート(1面) 1時間 230円		卓球台(1台) 1時間 230円		
		新体操(1面) 1時間 900円	クライミングウォール (団体専用利用) 1時間 950円		クライミングウォール (個人利用) 1時間 200円				
付帯施設	選手控室 1 1時間 110円	選手控室 2 1時間 110円	アリーナ第1会議室 1時間 110円		アリーナ第2会議室 1時間 160円		アリーナ第3会議室 1時間 110円		
	可動椅子(1基) 1時間 1000円	大型映像装置 1時間 1000円	フィットネスルーム 1時間 500円		トレーニングルーム 1回 400円 (11枚チケット:4000円)				

* 部分使用の場合、高校生以下の使用は、上記金額の半額とする。

(文化ホール使用料)

		使用料(円)						
使用区分		使用時間	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで
文化ホール	入場料を徴収しない場合	平日	6,300	8,400	10,500	14,700	18,900	25,200
		土・日・祝日	8,400	10,500	14,700	18,900	25,200	33,600
	入場料を徴収する場合	平日	16,800	22,400	28,000	39,200	50,400	67,200
		土・日・祝日	22,400	28,000	39,200	50,400	67,200	89,600
リハーサル室・楽屋	リハーサル室A		1,050	1,400	1,750	2,450	3,150	4,200
	リハーサル室B		1,050	1,400	1,750	2,450	3,150	4,200
	楽屋 1		750	1,000	1,250	1,750	2,250	3,000
	楽屋 2		300	400	500	700	900	1,200
	楽屋 3		300	400	500	700	900	1,200
	楽屋 4		300	400	500	700	900	1,200
	楽屋事務室		300	400	500	700	900	1,200

備考

- 1 使用時間の区分を1時間以上超過して使用した場合は、超過した時間を含む区分の使用料を徴収する。
- 2 電気器具その他特殊の設備により電力、ガス又は水道を消費し、又は使用した場合は、その実費を別に徴収する。
- 3 冷暖房設備及び体育館の電灯設備を使用した場合は、その実費を別に徴収する。
- 4 器具類等の付属設備の使用料は、別に市長が定める額とする。
- 5 メインアリーナの全部使用の場合は、選手控室1、選手控室2、アリーナ第2会議室、アリーナ第3会議室の使用料は徴収しない。
- 6 入場料を徴収する場合は、入場料の最高金額が500円以上又は会員制による有料の場合のほか、営利又は営業の宣伝その他これに類する催物を行う場合をいう。
- 7 文化ホール舞台練習のため舞台(ステージ)のみを使用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料の3割相当額とする。
- 8 文化ホールの使用許可を受けた者については、楽屋の使用料は徴収しない。
- 9 使用時間以外の使用料は、次のとおりとする。
 - (1) 22時から翌日の9時までの間に使用する場合は、1時間につき18時から22時までの使用料の4割に相当する使用料を徴収する。
 - (2) 使用時間以外に使用させる場合において、その時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数時間があるときは、その時間又はその端数時間は1時間として計算する。